

「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」素案に係るパブリックコメント及び
「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」前文素案に係る意見募集の実施結果について

2023年度の「(仮称) 町田市子どもにやさしいまち条例」の制定に向けて、条例の本則についてパブリックコメント、条例の前文について意見募集を実施いたしましたので、その結果について報告します。

1 パブリックコメント(条例本則)の概要について

(1) 意見の募集期間

2023年4月22日から5月21日まで

(2) 資料の閲覧・配布場所

町田市ホームページに掲載するほか、以下の公共施設等で閲覧・配布しました。
市庁舎(子ども生活部各課、市政情報課、広聴課)、各市民センター、各連絡所、男女平等推進センター、生涯学習センター、各市立図書館、町田市民文学館、各子どもセンター、各子どもクラブ、中央学童保育クラブ、ひなた村、各公立保育園、子ども発達センター、教育センター

(3) 周知方法

広報まちだ、町田市ホームページ、まちだ子育てサイト、X(旧:Twitter)、LINE、子育て関連の施設等へのチラシ配布

(4) 寄せられた意見の内訳

136名から190件の意見をいただきました。

お一人から複数のご意見をいただいた場合は、趣旨ごとに分割して集計しています。

項目	件数
条例(本則)に対する意見	43件
第1章 総則	5件
第2章 子どもの権利	5件
第3章 子どもの権利を保障する大人の責務	10件
第4章 子どもの権利の保障の推進	21件
第5章 施策の推進	2件
条例(本則以外)に対する意見	9件
その他意見	23件
小学生からの意見 ※	115件
合 計	190件

※ 町田第一小学校4年生112名が授業の一環として提出したパブリックコメントです。いただいた意見は、子どもたちが考える「子どもにやさしいまち」を具体的に表したもので、これらの意見は関係する部署で共有するとともに、子どもの権利についての規定に対する意見として捉えました。

(5) パブリックコメント結果の公表

- ① 公表日 2023年10月1日
- ② 公表方法 町田市ホームページ や まちだ子育てサイト、(2) 資料の閲覧・配布場所
所で公表

2 意見募集（条例前文）の概要について

(1) 意見の募集期間

2023年6月1日から6月22日まで

(2) 資料の閲覧・配布場所

- 1 (2) パブリックコメントの資料の閲覧・配布場所と同じ

(3) 周知方法

広報まちだ、まちだ子育てサイト、X（旧：Twitter）、LINE、子育て関連の施設等へのチラシ配布

(4) 寄せられた意見の内訳

5名から8件の意見をいただきました。

お一人から複数のご意見をいただいた場合は、趣旨ごとに分割して集計しています。

項目	件数
前文の表現についての意見	4件
前文の内容についての意見	4件
合計	8件

(5) 意見募集結果の公表

- 1 (5) パブリックコメント結果の公表と同じ

3 今後のスケジュール

年月	実施内容
2023年9月26日	議員に対する審議状況報告会
2023年10月1日	パブリックコメント・意見募集の実施結果公表
2023年12月	条例案議会上程 条例公布
2024年3月	周知イベント
2024年5月5日	条例施行・イベント

4 パブリックコメント（条例本則）の主なご意見の概要と市の考え方について

項目	ご意見の概要	市の考え方
条例（本則）に対する意見		
第1章 総則	条例できちんと「子どもにやさしいまち」について定めなければ、人それぞれの解釈に委ねられることとなり、条例の意義が揺らぐことになる。「子どもにやさしいまち」の定義を定めるべきである。	市では、「子どもにやさしいまち」の具体的な内容はみんながそれぞれの立場や社会活動の中で考えるものと捉えております。
第2章 子どもの権利	第5条（守られる権利）に「子どもであることその他いかなる理由によっても不当な扱いを受けないこと」とあるが、こども基本法でも「差別的取扱い」からの保護が規定されており、「差別」という言葉を明記すべきである。	差別の禁止の明記について、（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会で検討した結果、子どもの権利条約の4つの原則の中に「差別の禁止」が入っていること、また、子ども基本法の基本理念でも差別的取扱いについての規定があることから、「差別等の不当な扱い」に修正いたしました。
第3章 子どもの権利を保障する大人の責務	子どもの権利を守るために一番責任があるのは行政だと思うので、第3章「子どもの権利を保障する大人の責務」の最初に「市」の責務を記載すべきである。	第3章の「子どもの権利を保障する大人の責務」では、全ての主体を包括する大人の規定を定めた上で、子どもとの直接的な関りが強い保護者から順に規定しております。
第4章 子どもの権利の保障の推進	条例が制定されたら市は大人向け、子ども向けのリーフレットを作り周知に努め、広く市民に広げてほしい。	条例の周知啓発については、今後実施してまいります。
条例（本則以外）に対する意見	全体的に内容が浅く、抽象的で表面的な言葉を並べているだけのように感じる。より具体的な記載があるとよい。	本条例では、町田市の理念を規定しており、捉える範囲を狭めないように表現しております。
その他意見	条例の検討にあたり、対象となる18歳未満の子どもに対し、どのように意見を反映する工夫をしたのか。	条例制定にあたっては、条例検討部会に大学生や高校生を委員としている他に、アンケートの実施や子ども達から条例に関する意見を聞く「子ども参画ミーティング」を2回開催するなど、子ども達からの意見を条例案に反映しております。

小学生からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や公園、子どもセンターのような施設をもっと増やしてほしい。 ・悩み事がある子どもを助ける場所を作ってほしい。なぜなら電話だと言にくい子どももいるため。たとえば「心110番」など。 	<p>いただいた意見は、条例第4条に規定されている「育つ権利」や、条例第5条に規定されている「守られる権利」に通じています。</p> <p>市の取組を考える上での参考とさせていただきます。</p>
----------	---	--

5 意見募集（条例前文）の主なご意見の概要と市の考え方について

項目	ご意見の概要	市の考え方
前文の表現についての意見	条例は、子どもが幸せになるために制定するのに、前文に「幸せ」という記載がないので入れてほしい。	本前文は、①子どもに関わる全ての大人、町田市全体で「子どもにやさしいまち」に取組む姿勢を示す、②「子どもの参画」の次のステップとして、これからの取組である「子ども自身による実行」を示す、③条例に関心を持ってもらい、本則まで読み手を導くために、字数を多くせず、読みやすくするという考えに基づいて作成しております。
前文の内容についての意見	前文案は参加する権利に偏っているように思う。子どもたちが自分に関することに参加し、実行することができるためには、一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され、安心して過ごすことが重要で、前文では最も基本的なこの部分を強調することが大事なのではないか。	「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」の保障もしっかりと進めていきたいと考えていますが、本前文では「子どもの参画」の次のステップとして、これからの取組である「子ども自身による実行」を示すという考えに基づき、「参加する権利」に焦点を当てて作成しております。